

## 第52号議案

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年8月31日提出

芦屋市長 伊藤 舞

### 提案理由

芦屋市水道事業経営審議会の担当事務に下水道事業の経営に関する事項についての調査審議を加えることに伴い、関係規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。						(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。					
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市長等倫理審査会 ～芦屋市PFI事業者選定委員会	(略)				市長	芦屋市長等倫理審査会 ～芦屋市PFI事業者選定委員会	(略)			

改正後					改正前						
	芦屋市上下水道事業経営審議会	本市上下水道事業の経営に関する事項についての調査審議	(略)	(略)	(略)		芦屋市水道事業経営審議会	本市水道事業の経営に関する事項についての調査審議	(略)	(略)	(略)
	芦屋市消防賞じゅつ審査委員会	(略)				芦屋市消防賞じゅつ審査委員会	(略)				
教育委員会	(略)					教育委員会	(略)				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。  
(芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。  
別表中「芦屋市水道事業経営審議会」を「芦屋市上下水道事業経営審議会」に改める。

## 参 照

### 芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

芦屋市水道事業経営審議会の担当事務に下水道事業の経営に関する事項についての調査審議を加えることに伴い、関係規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

芦屋市水道事業経営審議会の名称及び担当事務を次のとおり改める。

(第2条関係)

	改正案	現 行
名 称	芦屋市 <u>上下水道事業</u> 経営審議会	芦屋市 <u>水道事業</u> 経営審議会
担当事務	本市 <u>上下水道事業</u> の経営に関する事項についての調査審議	本市 <u>水道事業</u> の経営に関する事項についての調査審議

#### 3 施行期日等

- (1) 令和2年10月1日
- (2) 芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

2の改正に伴い、芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表中の「芦屋市水道事業経営審議会」の名称を「芦屋市上下水道事業経営審議会」に改める。